

## 令和4年度第4回江東区外部評価委員会（B-③）

1 日 時 令和4年7月25日（月）  
午後2時00分 開会 午後2時59分 閉会

2 場 所 江東区役所7階 第71会議室（オンライン併用）

### 3 出席者

#### (1) 委 員

竹之内 一 幸

中 山 由 紀

今 村 保 雄

#### (2) 関係職員出席者

##### [施策16]

健康部次長	青 柳 幸 恵
こども未来部長	油 井 教 子
健康部 健康推進課長	干 泥 功 夫
健康部 深川南部保健相談所長	西 潟 誠
こども未来部 こども家庭支援課長	鳥谷部 森 夫
こども未来部 児童相談・養育支援担当課長	小 越 誠
健康部 保健予防課 保健係長	荒 井 隼 也

#### (3) 事務局

政策経営部長	長 尾 潔
政策経営部 企画課長	大 塚 尚 史
政策経営部 財政課長	保 谷 俊 幸
政策経営部 計画推進担当課長	高 須 英 輔

4 傍聴者数 3名

## 5 会議次第

1. 開会
2. 施策16「切れ目のない支援による母子保健の充実」ヒアリング
3. その他
4. 閉会

## 6 配付資料

次第

配席図

委員名簿

出席職員名簿（施策16）

施策評価シート（施策16）

行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策16）

事業概要一覧（施策16）

外部評価シート（施策16）※外部評価委員のみ

外部評価モニター意見シート（施策16）※外部評価モニターのみ

午後2時00分 開会

○竹之内班長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回江東区外部評価委員会B班のヒアリングの第3回目を開始いたします。

本日は、3名の傍聴者がいらっしゃいます。傍聴者の方は既に傍聴席のほうに着いておられると思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

また、本日12名の外部評価モニターの皆様にも御参加をいただいております。外部評価モニターの皆様方も、どうぞよろしく願いいたします。

本日の外部評価対象施策は、施策16「切れ目のない支援による母子保健の充実」となります。

初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。席上配付されております会議次第に配付資料の一覧がございますので御確認いただき、不足がありましたら事務局職員までお申し出ください。

それでは、ヒアリングに入ってまいります。その前に委員のほうの紹介をさせていただきたいと思っております。委員の名簿の順番に自己紹介させていただきます。

まず私、本日B班の班長を務めます委員の竹之内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

○中山委員 外部評価委員の中山です。どうぞよろしく願いいたします。

○班長 次、お願いいたします。

○今村委員 同じく外部評価委員の今村でございます。よろしく願いいたします。

○班長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、区側の皆様方も、お手元の名簿の順番に御紹介をいただければと思います。お願いいたします。

○青柳健康部次長 健康部次長の青柳と申します。本日よろしく願いいたします。

○油井こども未来部長 こども未来部長の油井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○干泥健康推進課長 健康推進課長の干泥と申します。本日はよろしく願いいたします。

○西潟保健予防課長代理（健康部深川南部保健相談所長） 健康部保健予防課長の代理を務めさせていただきます。私は本来、深川南部保健相談所長をつかさどっております西潟と申します。主に乳幼児の健康診査部門について御質問があった場合にお答えさせていただきます。

できます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鳥谷部こども家庭支援課長　こども未来部こども家庭支援課長の鳥谷部と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

○小越こども未来部児童相談・養育支援担当課長　児童相談・養育支援担当課長の小越と申します。よろしくお願いいたします。

○荒井保健予防課保健係長　保健予防課長代理の保健係長の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

○班長　以上です。皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは早速ヒアリングに入ってまいります。まず健康部次長のほうから、施策16「切れ目のない支援による母子保健の充実」の現状と課題及び今後の方向性等につきまして、10分から15分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○健康部次長　それでは、私から施策16「切れ目のない支援による母子保健の充実」について御説明いたします。

この施策は、全ての親と子に妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない出産・子育て支援が行われ、妊産婦とその家族が安心してこどもを産み健やかに子育てできる環境を整えることを目的としています。

主な課題は、妊娠・出産・子育て等に関する不安の軽減であり、その対応として、妊婦健診や新生児・産婦訪問指導、産後ケアに不妊治療に係る治療費助成などの支援を行っております。

これまでの取組として、産後ケアの対象拡大や東京都出産応援事業の実施、多胎児家庭への支援充実、コロナ禍における妊産婦への対応、乳児に対する健康診査の充実などを行ってまいりました。

今後も、国や都の動向や区民ニーズを注視しつつ、制度が利用しやすいものとなるよう、各施策の充実を図ってまいります。

それでは、資料の説明に入ります。

#### 1、施策の分析についてです。

(1) 施策が目指す江東区の姿は、繰り返しになりますが、全ての親と子に切れ目のない支援が行われ、安心してこどもを産み健やかに子育てできる環境が整っていることを目指しております。

(2) 施策実現に関する指標（代表指標）は、母子保健サービスが充実していると思う

保護者の割合としており、目標値の75%に対し、令和3年度は65%となっております。これは両親学級など、コロナ禍において母子保健サービスを一部中断していたことなどが要因として考えられます。

(3) 施策コストの状況でございます。3年度決算（速報値）が12億8,284万円余、予算額に対し84.9%の執行率でございました。

(4) 一次評価でございます。総評といたしましては、本区の取組はおおむね順調に推移していると思っておりますが、出産・育児に不安を抱える人や外国人、児童虐待のケースなどに対して、よりきめ細かい対応が求められていると考えております。

その対応といたしましては、妊娠、出産、子育ての各ステージにおける多様なニーズの把握に努め、関係機関と連携した施策を展開してまいります。

また、子育てへの不安や産後鬱などの問題を抱える妊産婦に対し、ゆりかご面接や新生児・産婦訪問指導、産後ケアなどの事業充実を図ってまいります。

なお、産後ケアについては、特にニーズの高い宿泊型を中心に施設の充実を図ってまいります。

さらに、健診の受診勧奨や発達の遅れなどの早期発見、育児指導や療育・治療を行う体制を整えてまいります。

続いて、2、取組の分析についてです。

取組方針1は、妊娠・出産・子育て等に関する不安の軽減です。

妊娠や子育て等に関する不安や疑問について、誰もが相談し支援を受けることができる体制を確立し、子育て家庭の不安軽減を図ります。また、関係機関と連携し、妊婦面接や新生児・産婦訪問、産後ケアなどの支援を充実するとともに、不妊治療の治療費助成を行ってまいります。

なお、不妊治療の治療費については、令和4年4月より保険適用となりましたが、令和4年3月31日以前に開始した治療については、経過措置により、東京都の補助対象となるため、区としても引き続き助成を継続いたします。

(1) 指標の新生児・産婦訪問指導実施率は、昨年度の79.9%から91.4%と大きく改善いたしました。これは、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い訪問を控えた時期がありましたが、令和3年度には訪問を再開したため、数値が改善したものでございます。

(2) 取組コストの状況でございます。3年度決算（速報値）が5億4,113万円余、予算

額に対し87.5%の執行率でございました。

(3) 成果と課題ですが、令和2年度より3歳児未満の多胎児家庭に対する移動経費、タクシー代の補助やゆりかご面接の育児パッケージについての見直しを行いました。

課題としては、支援を望まない方へのアプローチや外国人への対応策などが挙げられます。

続いて取組方針2、健康診査と相談機会の充実についてです。妊婦や乳幼児に対し、健康診査や相談を受けられるよう受診勧奨を行います。また、健康診査や相談時において、虐待などの課題把握に努めるとともに、関連施設と連携し、継続支援を行います。

(1) 指標の乳児(4か月児)健康診査受診率ですが、令和3年度は93.3%と、前年度と比べ横ばいで、目標値の99%を下回っております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控えていることなどによる影響と推察しております。

(2) 取組コストの状況でございます。3年度決算(速報値)が7億4,171万円余、予算額に対し83.1%の執行率でございました。

(3) 成果と課題ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一時集団健診を個別健診に切り替えて実施いたしました。令和3年度は従来どおり集団健診を実施いたしました。

外国人の増加に伴い、翻訳サービスの活用など多言語対応を進めてきましたが、引き続き外国人の方も安心して出産・子育てができる環境を整えることが課題と考えております。

続いて、事業概要一覧です。

まず、1601妊娠・出産・子育て等に関する不安の軽減についてです。

主な事業として、妊婦を対象とする「ゆりかご面接」や産後ケアなどの妊娠出産支援事業や、新生児とその産婦に対し訪問指導を行う新生児・産婦訪問指導事業、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業など10事業がございます。

今年度より開始した新たな取組について御説明いたします。

2、妊娠出産支援事業では、産後ケアのうち乳房ケアについて、産後4か月以降も乳房トラブルを抱える産婦が多いことから、今年度より対象者を産後4か月未満から産後12か月未満へと拡大いたしました。

7の療育医療給付事業では、在宅の小児慢性特定疾病児に対し日常生活用具を、在宅の人工呼吸器の常時使用者に対しては、停電時における電力の確保を図るため、自家発電装

置の給付を行っております。今年度より、在宅の人工呼吸器の常時使用者に対し、新たに蓄電池の給付を開始いたしました。

次に、1602健康診査と相談機会の充実についてです。主に乳幼児に対する健康診査、5事業を行っております。

4、三歳児健康診査事業では、3歳に達した幼児の内科健診、歯科健診及び精神発達面の相談・指導を行っておりますが、今年度より、弱視発見率を向上させ、早期に適切な治療につなげるため、新たに屈折検査を導入いたしました。

続いて、行政評価（二次評価）結果への取組状況説明シートでございます。

施策を取り巻く状況について御説明いたします。

国は、令和3年4月に「母子保健法」を改正し、出産後1年以内の母子及び乳児に対する産後ケアの実施について努力義務化いたしました。都は、コロナ禍においてこどもを産み育てる家庭を応援するため、令和3年度及び4年度の2か年事業として、10万円分の子育て支援サービスや育児用品等を提供する「出産応援事業」を実施しております。

これらを受け、区では、産後ケア事業について、令和3年度は宿泊型の対象を産後2か月から4か月に、乳房ケアの対象を産後4か月から12か月に拡大を行いました。

具体的な取組状況は、表に記載のとおりでございます。

①産後ケア事業の対象拡大では、乳房ケアの対象を産後4か月から1年未満に拡大しました。

②東京都出産応援事業の実施では、令和3年度と4年度の2か年事業として、10万円分のギフトカードの配付を行っています。

なお、本区においては、当事業に関する都との委託契約に基づき実施しております。

③多胎児家庭への支援の充実では、令和2年度より、3歳児未満の多胎児家庭に対する移動経費、タクシー代の補助及び居宅訪問による家事・育児支援を開始いたしました。

④コロナ禍における妊産婦への対応では、緊急事態宣言等により母子保健事業の中止、縮小があり、孤立や不安が増大したことから、令和2年度は、オンライン相談の環境整備を行いました。

⑤乳児に対する健康診査の充実では、屈折異常や斜視など弱視の早期発見及び適切な治療に結びつけるため、令和4年度より、三歳児健診において屈折検査を導入したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○班長 御説明ありがとうございました。

それでは、施策16について質疑を行ってまいりたいと思います。委員、お願いいたします。

○委員 まず私からは、区からのいろいろな情報をどう伝達するかというツールについてのお話ですけれども、7月から、こんにちは赤ちゃんLINEが始まったということを区報で知りまして、健診や予防接種などの情報がタイムリーに発信されるということは、スマホ世代に向けたすばらしい試みではないかなと思いました。

内容的には、LINEで妊娠期から子育て期に関する情報、区の子育て支援に関する情報が配信されるということですが、登録を増やすための方策で現在取り組んでいることや、今後考えていることを教えてください。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長です。委員がおっしゃったとおり、LINEを今月から新たに始めるということで、区報で周知しているところでございます。こちら今まではメールで、妊娠期から、出産期など、そのタイミングに合わせて情報をお送りしていたところです。今度はLINEになって、また、やはりSNSの世代ですので、かなり利用者が増えると考えているところでございます。

今後こういった情報を発信していくために、子育てハンドブックというのも毎年発行しているのですが、2022年度版も今、こちら編集作業をしているところでございます。

こういったものを配付したり、また区報等で、広く周知をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。これから多分、登録者数をどんどん増やすということが必要だと思うので、いろいろな場で広報していくことになると思うのですが、個人的には、妊婦さんだけでなく、そのパートナーであるとか、あと出産後も、母親だけではなくて父親にも登録してもらおうということがすごく大事ではないかなと思っているので、そういう視点も持ちながら、登録者数を増やす試みをどんどん進めていただきたいなと思っています。

続いてなんですけど、今言ったような情報を受け取れるツールがあるということや、区の支援がいろいろあるよという情報が届いていない御家庭に対して、どうアプローチしているのかという質問になります。

例えばなんですけれども、新生児・産婦訪問指導もしていない、4か月児健診にも来て

いない方に保健所のほうからアプローチするであるとか、あとは乳児期の予防接種を全く受けていない方に保健所のほうからアプローチするであるとか、そういう何か取組みたいなものがありませんでしょうか。区との接点がない方に対して、どのようなアプローチをされているかということをお教えください。

○健康部深川南部保健相談所長 保健予防課長の代理である深川南部保健相談所長がお答えさせていただきます。

どちらかという現場のほうのお話になるのかなと思いますので、実はそういう方に対するアプローチって非常に難しいところがありまして、私どもが、最初に認知するのは、何よりも出生届があるということが前提です。それがないと全く分かりませんので、出生届があれば、必ずこれはダイレクトメール等お送りしまして、また所定の期間においていただけない方については、再度案内をいたしますし、場合によっては、保健師は地区活動というのをしておりますので、直接訪問することで、おいでになること、あるいは、どうしてもおいでいただけないなら、伺った保健師が、いろいろな健康情報等をお伝えし、また健康状態を確認するというようなことをやらせていただいております。以上です。

○委員 ありがとうございます。ちょっと現場のことになってしまうかもしれませんが、来ていない方、そういうふうにはアプローチできていない方というのは、やっぱり保健師さんのほうで洗い出して、こちらからアプローチをかけているという認識で大丈夫でしょうか。

○健康部深川南部保健相談所長 はい。そのとおりです。

○委員 ありがとうございます。そういう方というのは、やはりさっきから話があるように、外国人の方が多いとか、そういう傾向はあるのでしょうか。

○健康部深川南部保健相談所長 いえ、外国人の方よりもというよりは、日本人の方も結構多くいらっしゃいまして、そういうアプローチができていない方々は一番、私どもにとってはリスクも多い、こういった言い方しては大変失礼かもしれませんが、リスクが多い世帯、家庭だというふうにご考えております。そうすると、どうしても保健師だけ、保健相談所だけでは対応し切れないので、そういう情報を今度は、こども家庭支援課だとか、そういったところと情報共有しながら、なるべく多くの行政の目、あるいは支援機関の目で見ながら支援していくというような仕組み、方法を取っております。

○委員 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、やはりそういう方々が一番、もしかしたら支援を必要としている可能性が高いというふうにも思いますので、いろいろ

な機関とも連携して進めていっていただきたいなと思っています。

続いて、両親学級について質問させてください。令和3年度の休日版両親学級はオンラインで開催ということですが、事前にどのぐらい開催して何人ぐらい受講されましたかという質問に対して、22回で延べ160人という御回答をいただきました。1回当たりの受講者数が大体7人ほどなのですが、コロナ前の受講人数を見ると、恐らくなんですけども、両親学級を受けたいという需要というのはあるはずだと思うのですけれども、オンラインになると、1回当たり7人ほどしか集まらないという、この状況というのをどのように分析されているのでしょうか。その分析の上で、今後どのような取組を行っていく予定なのか教えてください。

**○健康部深川南部保健相談所長** また私のほうからお答えさせていただきます。

お答えする前に一つ、おわびしなければいけないことがございまして、この160人と書いてあるのは、1,060人の間違いです。申し訳ございません。ゼロが1個抜けていたようで。

それにしても、対面と呼んでおりますけど、実際おいでいただいて、両親学級を開いたときよりも人数が少なくなっています。私ども最初はもっと、わざわざ来なくても、オンラインでできるわけだから、逆に増えるのではないかなと思っていたのですが、やはりオンラインになりますと、どうしても個別で、行政と相対する。つまりは、対面の時なら横にいるはずである、ほかの妊婦さんの世帯だとか、そういうことで交わりができない。それに対するニーズの不一致というのでしょうか。一番望んでいるのは、そういった妊娠、出産に関わる情報とともに、自分たちと同じような境遇にいる人たちとの情報共有というか、仲間づくりをしたいという、そういう面は強くあるようなのです。そうすると、やはりオンラインというのは、それに対する弱みがございまして、なかなか思ったようには集まらないなというところはあります。

それもあって、なるべくオンラインの中でも一方的にお話しするだけじゃなくて、オンラインの中にもグループワークのようなものを設けた回も何回かやってみたのですが、どうしても、やっぱり対面のときに比べると低調かなということは感じております。

**○委員** ありがとうございます。なかなかコロナ禍なので、対面で行うということが難しい中で、多分、妊婦さんなどは、初めてのお子さんであれば、不安感が増しているような状況だとは思いますので、どのような方法がニーズに合っているのかということを考えてながらやっつけてくださっているということですので、これからも、それを検討して進めていっていただきたいなと思います。私からは以上です。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、委員、お願いいたします。

○委員 よろしく申し上げます。私のほうから大きく分けて2点ほどお伺いします。

まず、第一に、保健所と保健相談所で行っておられるゆりかご面接ですが、特に令和2年度からは実施率が8割超えているということで、非常に区民ニーズは高い事業だと思いました。

ホームページで動画なんか見させてもらったのですが、すごく、ある意味、安心して相談を受けられるというような中身になっていまして、いい事業だなと思いました。

実施率を高めるために、これまで育児パッケージの見直しですとか、広報とかの周知を徹底するというような工夫が効果を上げられているのではないかという自己評価されています。今、実施率は高くなっているのですけれど、8割ぐらいなのですね。今後、これ、さらに実施率高めていくために、どのような工夫をされていくおつもりなのか、お考えをお聞かせいただきたいなと考えております。

それと二次評価において、ゆりかご面接ですとか産後ケアも含めて、コロナ禍においても対応可能な環境整備を推進するというのをお書きになっています。すごく大事な視点だと思います。

特に2年度からオンライン相談、実施してきたというふうにお書きになっています。

このオンライン相談において、これまで現場で例えば留意してこられたことですか、今後、これオンラインをやるし、改善する方法があるという何かお考えがあるのであれば、お聞かせいただければと思います。

第二に、乳児健診についてお伺いしますが、施策評価シートに、3～4か月児に健康診査を行うことで疾病、障害の早期発見・療育に結びつけるとともに、保護者の育児不安解消につなげていく。これ、先ほど健康部次長から御説明があったとおりですが、この早期発見・療育に結びついた事例には、どのようなものがあるのか、また保護者の皆さんからの反応には、どのようなものがあったのかということを、御紹介いただければと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○健康部深川南部保健相談所長 それでは、私ほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の、ゆりかご面接に関して2点ほど御質問いただいておりますので、それについてお答えさせていただきます。

そのニーズということの問題もあるようなので、少し背景的な説明をさせていただきます

すけれども、多くの場合、この面接というか、妊娠届の受付場所というのは、一つの課題  
というか、指標になっております。というのは、保健相談所のような保健部門だけで、そ  
の妊娠届を受け付けているところと、それから、あるいは、いわゆる住民票関係で妊娠届  
を受け付けているところと2つございまして、その戸籍の話ではなくて、情報として、妊  
娠届の話になるのですが。そうすると、江東区は、区民の利便性のほうを取りまして、出  
張所でも、そしてまた保健相談所でも受付ができるという、そういう体制になっておりま  
す。

そうすると、多くの方の場合には住民票、それと戸籍に届出もありますので、通常は普  
通、最初に出張所、もしくは本庁のこの区民課窓口のほうに行かれます。そうすると、そ  
れをわざわざ、今度はまた別の、残念ながら保健相談所というのは、それほど利便性のい  
いところに立地しているわけでもないの、そちらのほうにおいていただかなきゃならな  
いという形になるわけです。

そうすると、何らかのインセンティブが必要というふうになります。物やお金でつるの  
は本当にいいのかなという、下世話な言い方をして大変恐縮なのですが、気はしておりま  
す。ただ、インセンティブの一つとして、以前は木工のこども用のおもちゃのようなもの  
も提供していたのですが、集まらなかったの、令和2年から、こども商品券で何にでも  
使える、それを1万円相当分をお送りする形になりました。そのときに、たくさん増えた  
という形になります。

そのときには、さらに東京都が、1年限りでしたけれども、コロナで出にくくなってい  
るということで、移動補助ということで、さらにこども商品券を1万円プラスすることを  
区に対する補助事業としてやっておられましたので、合計2万円という形になりましたの  
で、一挙に令和2年度は、以前の60%台から80%を超えるような面接率となった次第です。  
そういう状況がございます。

現在は、それで、令和3年度の状態を見ますと、2万から1万に変わって下がるかなと  
思ったのですが、まあまあ、80%ぐらいのところを維持しておりまして、さらに、これを  
伸ばすとなると、インセンティブの問題とともに、より今度は、今まで行っているところ  
ではございますけれども、例えば両親学級では、これ、もし対面で再開できるようになっ  
た場合には、その対面の中で、より詳しく、そしてまた、なぜそういった面接が必要かと  
いうことについてもアプローチしていきたいと思っております、あとは助産院等の中にも、  
私ども協力関係を結んでおりますので、そこでの紹介のほうもお願いしたいと思っ

ている。すでにお願ひして、これからもお願ひというか、支援の強化を図っていきたくと思っております。

私が今、属している深川南部というのは、豊洲とか、そしてまた東雲とか、いわゆる新興の大型マンションに住む方々がたくさんおられるところで、そういう方々というのは、就労されている女性がたくさんいらっしゃいます。なるべく、行政関係の手続は短く済ませたいとお考えになるために、出張所に行きますと、そこだけで手続を済ませて、あとは里帰り。さすがに最初のお子さんのときなんか里帰りされて出産しますので、そうすると、ほとんど保健相談所とも接する機会がなくなってしまう。

一応、里帰りするかどうかということも、その妊娠届の中には書いてもらうようにしていただいていますので、それが分かった場合には、私どものほうから、その里帰り先の市町村のほうに声をかけて、必ず、私どもがやっている、新生児訪問のようなことがあれば、それでやっていただきたいという、そうでなければ、何らかの受診機会を通して、その情報を江東区のほうに提供してほしい、そのようなことをお願ひさせていただいているところです。

それがまず1点目のところで、あとオンラインの関係ですが、オンラインは、2年度、いろいろ私どももオンラインの経験がなかったものですから、その手法や何かにも、いろいろ検討して、2年度に後半でようやく導入することができました。ですが、ただ、これ導入したからといってすぐに、このオンラインが盛況になるとは、私どもは当初から考えておりませんでした。というのは、電話相談であれば、むしろその顔が見えない関係であると気楽にお問合せはしていただけますけれども、オンラインとなると、今度は顔と顔、場合によっては家庭の様子がそのまま映ってしまう可能性もあります。そうすると、なかなかそれは信頼関係がないところには成立し得ないので、まずは信頼関係ができたところ、最低でも電話相談等で確認が取れて、顔と顔を合わせてオンラインや相談も希望された世帯に対して、今後オンラインを実施すると、そのようなことをやらせていただいています。

ですから、鍵は、やはり信頼関係の構築にあると思っております、そこに今、重点を置いて事業を実施しているところです。

3番目ですが、実際に受診等に結び付いた事例があったかということのご質問ですが、例えば、今一番お母さん方が気にしているのは皮膚のことですが、蒙古斑に見られるあざというのは結構あるんですけども、結構、広範囲にあざができていたりすると、かなり

気にされておられますので、こちらのほうも、最近の医学の中では、そのあざについても一定の配慮が必要だという情報も入ってきておりますので、それに関する事、それから関節の可動状況がどうだろうかという問題、あとは視力に関する事などで、健康診査受診票というのを発行いたしましたして、受診を勧奨しているところです。

大体、保護者の方は、それを受け取ると驚かれるのですが、大半の方は受診されているという状況にあります。以上です。

○委員 ありがとうございます。1点だけ、ちょっと補足で教えてください。里帰りしまして出産しますよというふうに区のほうに届けられた方に対して、赤ちゃんと一緒に区に戻ってきたときに、区のほうで何らかのフォローアップをしているのですか。何かしていたように思ったのですが、ちょっとそこだけ教えていただけますでしょうか。

○健康部深川南部保健相談所長 当然、里帰り出産をされた方については、区のほうで地区担当の保健師が伺うとかといったフォローアップを行っておりまして、当然のことながら、4か月前に区に戻ってこられる、そこから今度は、里帰りをされなかった方と同じように行う乳児健診とか、そこから始まりますので、そちらへの勧奨は行っております。

もしおいでいただければ再勧奨します。どうしてもおいでいただければ、また保健師が伺うという、そのようなことをやらせていただいております。

○委員 よく分かりました。ありがとうございます。私はこれで結構です。すみません。

○班長 委員、ありがとうございました。

○委員 それでは、私のほうからちょっと幾つかお伺いしたいのですが。

まず1点目が、多胎児家庭への支援の充実ということで。それ以前に、いろいろな母子保健充実のための施策、取組を行っていらっしゃるということで、大変素晴らしいなと思って伺っておりますし、もうこれ以上何かやらなきゃいけないことはあるのかときえ思ったりするところもありますが、一つは、その多胎児家庭への支援の充実ということで、取組状況の中に、令和2年度より、この取組が開始されているということで、どうしてこの令和2年度から、これ取り組むようになったのかということで、これ何か区民のほうから要望があったとか、あるいはもともと、こういう施策、取組をすべきであるという意見があったのだけれども、いろいろ事情があって、この令和2年度まで先送りされてきたということなのか。ちょっとその辺を教えてください。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長です。よろしくお願いたします。多胎児家庭の支援につきましては、確かに双子、三つ子など、多胎児の家庭は非常に負担が大きい

というところはあったところですけども、ちょうど令和2年度から東京都のほうが、とうきょうママパパ応援事業という形に改名して、いろいろな事業拡大をしていったというような経緯もございます。その補助金などもできていたということ、また、区でもそういった必要な方も多いということから、令和2年度から、この事業を開始しているというところがございます。以上です。

**○委員** ちなみに、この多胎児家庭の戸数とか割合とかというのは、もう把握されているんですか。

**○こども家庭支援課長** こども家庭支援課長です。今こちらのほうの私どものほうでは、具体的に戸数というのが正確には把握はしていないところではございますけれども、今こちらの多胎児家庭の家事・育児支援事業をやっていますが、現在、60世帯から登録はされているというところがございます。

実際は、もう少し多いというふうには考えているところではございますが、すみません、今、どのくらいかという具体的なところはない状況でございます。

**○委員** それで結構です。決して多くない数だということは想像ができるのですが、東京都のほうの取組を受けて江東区としてもということをお考えになっていったということとは決して悪いことではないのですが、ちょっとうがった見方すると、それまではあまり多胎児家庭というものに対してウエートを置いてこなかったというか、あまり強い認識をしていなかったというふうにも考えられるところがあるのかなと思って。ですから、最初に要望が出たのでしょうかという質問をさせていただいたのは、ちょっとそういった視点からでございました。これは特に御回答いただかなくて結構です。

それから、これはちょっと教えていただきたいのですが、取組状況の⑤の乳児に対する健康診査の充実で、法定の健診と、それプラス4か月、6か月、9か月という形での体制づくりをしているのですが、この法定以外のところの健診状況とかというのは、お分かりになりますか。どのぐらいの健康診査数が行っているかというようなことは、お分かりになりますか。

**○保健予防課保健係長** 保健予防課長代理の保健係長です。

まず4か月健診については、大体、令和2年度の数字になってしまうのですが、約4,000通知を発送して、受診が約3,800ということで、受診率は大体92%から3%の間となっております。

6か月健診なんですけれども、こちらを大体同じぐらいですね、4,000通ぐらい発送して、

大体4,000ぐらいということで、9か月の方も大体同じというところで、全て大体4,000通ぐらい発送して、3,800から4,000ぐらいが受診、受診率は大体92%から95%ぐらいと、そのような数字になっております。

○委員 どうもありがとうございます。やっぱり関心が強いということと、それから、お子様の健康ということになると御両親の関心も強いのだろうと思うので、恐らく、複数回あれば複数回利用される区民の方が多いのだろうなと思ってはいましたけれども。いろいろと御負担は増えるのかもしれませんが、進めていただきたいなという感じがしております。

それと、これはやっぱり意見となってしまっているのですが、先ほどオンラインの話が出てきていますけど、やっぱりこれ、新型コロナ感染状況でオンラインを使わなければならなかったということは当然あるのですけれども、しかし、今後の社会の変化を考えていった場合には、やっぱりオンラインでのいろいろな仕組みを動かしていかなきゃならないということは当然あると思います。

先ほどの両親学級についても、大学で複数の学生をグループに分けて、グループで話させて、まとめさせてと、いろいろなそういった教育作業行っておりますので、そういうふうな形を、何と言ったらいいですかね、指導のやり方などを少し江東区の職員の方も学習していただければなという感じがしております。

我々も、コロナ禍でいろいろな苦勞をさせられましたので。しかしながら、工夫をすれば、対面と全く同じとは言いませんけれども、対面程度の効果は十分上げられるということもあると思いますので、今後その辺のところは、ちょっと力を入れていただければなと、このように思っています。私のほうからは以上です。

○班長 それでは、委員からの質問、ヒアリングは以上といたしまして、次に外部評価モニターの皆様方から御質問・御意見を伺えればと思います。モニターの方で手を挙げている方はいらっしゃいますか。

○事務局 事務局です。オンラインで、お一人いらっしゃいます。

○班長 では、どうぞ。

○外部評価モニター お世話になります。聞こえますか。

○班長 はい。聞こえております。

○外部評価モニター よろしくお願ひします。私も育児世代として興味がある内容だったので、ちょっと教えてほしいこととしましては、取組の分析のところの取組方針1と

2で、目標値が、1のほうの新生児・産婦訪問指導率のほうが100%ですけども、2の4か月児の健康受診率は99になっているのですが、これ、何で100じゃないのですかねってちょっと思いました。こっってどういう理由なのでしょうかとというのが1つ目です。

もう一個あるのですけども、1つ目お願いしてもよろしいですか。

○班長 事務局お願いします。

○保健予防課保健係長 保健予防課長代理の保健係長です。すみません。こちらの部分について、どういった経緯で100と99で違うかは把握していないので、改めて回答させていただきます。

○外部評価モニター 分かりました。特に、いや、99って100にすりゃいいじゃんって、ちょっと思いました。4か月児の健康診断は、やっぱり絶対受けていただかないといけないと思います。それは親の都合であれ、その子のことを考えたときに、何かしらリスクを抱えているかどうかって、その時点で、やっぱり4か月って大事だと思うので、ちょっと思ったまでです。というのが1つ目です。ありがとうございました。

もう一点が、事業概要一覧のほう、今見させていただいているのですけれども、レベルアップのところ、改善方向という列ですかね。そのレベルアップのところは御説明いただいていたのですけど、それ以外のところが全部、維持になっていますと。よくやっているとか頑張っているというのとはよく伝わってはくるものの、何と申しますか、失敗しているものとか、うまくいっていないものとか、予算を削るべきじゃないかなというものが、よく見えなかったです。その辺りって、うまくいっていない施策とかというのは何かあったり、予算を削るべきなのではないか、みたいなというのが1個もないというのは、本当かなとちょっと思ったんですけども、その辺りの見解ありましたら教えていただきたいなと思いました。

○健康部次長 すみません。1個戻りますけれども、先ほどの1点目の取組状況の指標について、健康部次長から、臆測ですが、ちょっと説明させていただきます。

新生児訪問事業のほうは、保健師が御自宅にお邪魔することが可能なので、必ず行けるということで、100という目標数値を掲げていると思います。4か月のほうは、お越しいただけなければ受診できないので、100にしたいところを99としているのかなという、これは想像ですけども、そのように解釈いたしました。以上です。

○外部評価モニター なるほど。

○事務局 班長、すみません。事務局企画課の大塚です。私のほうからも、この成果指標

の目標値の設定について、ちょっと補足をさせていただければと思います。

今、健康部次長から説明がございましたが、こちらから能動的にやれる事業について100%を目標にしているということと併せて、今の4か月児に関しては、働きかけによって来ていただく事業だからと、こういう考え方になっているというのはそのとおりでございます。

根拠としましては、平成25年から29年における23区の4か月児健診の受診率が平均で98.7%だったということでしたので、その時点で、本区の現状値は94%ぐらいでしたので、その23区での平均的なところを超えるということで、99%というところで目標値を設定したということが記録として残ってございます。以上でございます。

○外部評価モニター ありがとうございます。理解しました。

○班長 モニターの方から、もう一件、御質問があったと思うのですが、いかがですか。

○健康部次長 健康部次長です。事業につきましては毎年度、企画課のほうとヒアリングいたしまして、あと財政課とヒアリングいたしまして、レベルアップ、維持、見直し事業というような区分けをしてございます。そのヒアリングに基づきまして、記載の維持事業は、従前どおりのレベルを維持しようということと、あと社会情勢の変化ですとか、区民ニーズなどによりレベルアップをしましょうという事業とかで、今回に関しては見直し事業というのがなかったというところがございます。以上です。

○外部評価モニター 分かりました。改善方向の区分けとして3つあって、見直し事業がなかったというのは理解しました。

その維持の中でも、うまくいっていないものとかというのは何か、現場の話になっちゃうのかもしれないですが、ここはあったりするのですか。特にお答えがないなら、よいです。

○健康部次長 そうですね。今のところは、そういった声は上がってございません。以上です。

○事務局 すみません。事務局企画課の大塚です。こちらのところについても若干、少し、こちらのほうからお話しさせていただくと、こちら維持とレベルアップと見直しというところに関しましては、ある程度はっきりとした改善内容を取ったものについて、例えばレベルアップであったりだとか、見直しであったりというふうにしているのですけれども、それ以外の細かいところで、対象のところについて、少し事務の改善を行ったりしたとい

う部分については、維持の区分の中で、実は、幾つかあります。そちらのほうについては毎年度、この事務事業評価というのを予算査定の中でやっているのですが、大分細かいところのアプローチの変更とか、そういうようなところで、ここの部分を変えましたというのを外に対して説明するには少し小さいものなどについては、こちらのところ、改善方法としては、維持というようにさせていただいているので、そういう意味でいうと、大きな変更ではない部分については、常に見直しをしながらやっているというところは、少し御理解いただければと思います。

あわせて、江東区のほうで、この事務事業評価というのを取り組み出したのが平成13年ぐらいからなのですが、毎年この事務事業評価の過程というのをやっている中で、根本的にやっぱり問題を抱えているものだとか、それから時の経過によっても、なかなか対象とずれてしまっているものなどについては、毎年毎年、改善を繰り返しながらやってきているというところで、大きな見直しというのが毎年出てくるわけではないというようなところに、年数がたってくるにつれて変わっていくものだと考えてございますので、その辺のところについても事務局のほうから少し補足をさせていただきました。以上でございます。

○外部評価モニター 補足ありがとうございます。

○健康部深川南部保健相談所長 発言よろしいでしょうか。よろしければ私のほうから。

今この中に維持とか、レベルアップとか、そういった範疇には含まれない話の中で改善努力はしているということについて、ちょっと現場の声として触れさせていただきたいなと思っております。

先ほど来、出ております両親学級、これ令和2年のときに、もう3月に急速なコロナ拡大によりまして、一時、もう全面的に中止しました。

ただし、そうはいつでも、いろいろな妊娠、出産を控えていて、情報が足りなくて、また、それを妊娠している方だけではなくて、そのパートナーの方も含めて、理解して、いかにして協力して子どもを育てていくかということについても情報提供しなければならないという思いが当然ありまして、その中でオンラインというのを入してみたのですが、あとは見てくれるかどうかは、その相手任せになってしまうところである、先ほど委員の中に出ておりましたけれども、動画を作成しまして、その動画をいつでも視聴できるようなもの、そしてあるいは、それは子どもの育て方だけではなくて、歯の磨き方であるとか、そういうことも含めて、その情報提供を行うようにしたところであります。

そういうところは、このレベルアップのところは入ってこないで、一応お伝えしておきます。以上です。

○班長 どうもありがとうございます。恐らく、これだけの限られた紙面上で情報を全て出すということではできないと思いますので、いろいろな取組、細かな取組を積み重ねられているというふうには理解をしております。

ほかに、モニターの方から、挙手の方いらっしゃいますでしょうか。

○事務局 事務局です。現在、挙手されている方はいらっしゃらないです。

○班長 そうですか。分かりました。

では、特に御発言希望の方はいらっしゃらないということでしたら、一応、大体時間も予定どおりに進行しておりますので、それでは、これで委員から、それから外部評価モニターの皆さんからの御発言は終了ということできさせていただこうかなと思います。

それでは、外部評価モニターの皆様方へお願いですが、意見シートをお配りしておりますので、意見シートは、お帰りの際に事務局職員に御提出をお願いしたいと思います。

では最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○事務局 事務局企画課長でございます。委員の皆様、それから外部評価モニターの皆様、本日はどうもありがとうございました。

委員の皆様へ、事務局から2点、御連絡を申し上げます。

委員の皆様へは、本日のヒアリング結果を踏まえ、外部評価シートの作成をお願いいたします。外部評価シートの様式は事前にメールにて送付しておりますので、そちらを御活用いただければと存じます。なお、御提出は、恐れ入りますが、7月28日木曜日までに各班の担当職員宛てメールにて御提出願います。

次に、本日御参加いただきました外部評価モニターの皆様へは意見シートを御提出いただきますが、頂戴した意見シートは委員の皆様へ送付させていただきますので、モニターの皆様の御意見も参考にさせていただきながら、外部評価シートを作成いただければと存じます。

次に、外部評価モニターの皆様へお願い申し上げます。皆様へは意見シートを1枚お配りしておりますが、ヒアリングをお聞きいただいて、施策に対する区への取組についてどのような感想を持たれたか、施策ごとに意見シートに御記入を願います。会場にお越しいただいたモニターの方は、御記入いただいた意見シートを、お帰りの際に事務局職員に御提出いただきますようよろしくお願いいたします。本日の提出が難しい場合は、その旨、職

員にお申しつけください。また、オンラインで御参加いただいたモニターの皆様は、7月26日火曜日の17時までにメールにて企画課まで御提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局から以上でございます。

○班長 委員の皆様方、それから外部評価モニターの皆様方、今御説明がありましたように、それぞれシートの御提出をお願いしたいと思います。

それでは以上をもちまして、第4回江東区外部評価委員会B班ヒアリング第3回目、閉会とさせていただきます。皆様方、どうも御協力ありがとうございました。

午後2時59分 閉会